

2014年12月24日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳)

2014年 10月

Contents

税務法規

1. 固定資産の加速償却に係わる企業所得税の取扱いに関する通知(財税[2014]75号)
2. その他の通達

商務法規

税関法規

1. 中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法(税関総署令[2014]225号)
2. その他の通達

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2014年10月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2014年 10月24日 第2014042号
- ▶ 2014年 10月31日 第2014043号

Japan Business Servicesグループで、2014年10月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

EY 安永

Building a better
working world

中国税務及び投資速報

税務法規

1. 固定資産の加速償却に係わる企業所得税の取扱いに関する通知(財税[2014]75号)

概要

財政部及び国家税務総局は2014年10月20日に財税[2014]75号を公布し、固定資産の加速償却に係わる企業所得税の取り扱いについて規定した。財税[2014]75号は2014年1月1日に遡及して施行される。

財税[2014]75号の主な内容は下記の通りである。

特定6業種に適用する加速償却政策

下記6業種に従事する企業は2014年1月1日以降に新規購入する固定資産に対して、償却期間の短縮または加速償却の適用が認められる。

- ▶ 生物薬品製造業
- ▶ 専用設備製造業
- ▶ 鉄道・船舶、航空機その他の輸送設備製造業
- ▶ コンピューター・通信機器その他の電子設備製造業
- ▶ 計測設備製造業
- ▶ 通信・ソフトウェア・情報技術サービス業等

さらに上記の6業種の小型薄利企業は、2014年1月1日以降に新規購入する研究開発及び製造事業に用いる装置及び設備について、単価が100万元以下の場合は一括費用計上及び損金算入が、単価が100万元を超過する場合は償却期間の短縮または加速償却の適用がそれぞれ認められる。

研究開発プロジェクトに適用する加速償却政策

業種を問わず、2014年1月1日以降に新規購入する研究開発に用いる装置及び設備について、単価が100万元以下の場合は一括費用計上及び損金算入が認められ、単価が100万元を超過する場合は償却期間の短縮または加速償却の適用が認められる。

単価が5,000元以下の固定資産に適用する加速償却政策

業種を問わず、単価が5,000元以下の固定資産については一括費用計上及び損金算入が認められる。

最低減価償却期間及び加速償却の方法

特定6業種及び研究開発プロジェクトに適用する加速償却政策の規定に従って償却期間を短縮する場合、企業所得税法実施条例第60条に定められる減価償却期間の60%を限度とする。加速償却を適用する場合、200%定率法または級数法のいずれかを採用できる。

上述以外の固定資産の加速償却に係わる企業所得税の取扱いについては、引き続き「企業所得税法」及び同実施条例、関連規定に従う。

所見

「企業所得税法」及び同実施条例は下記の固定資産に適用される加速償却政策に関する一般条項を定めた。

- ▶ 技術進歩により、アップグレードや置き換えが頻繁に起こる固定資産
- ▶ 継続的に強い振動及び腐食にさらされている固定資産

財税[2014]75号は特定6業種、研究開発プロジェクト及び単価が5,000元以下の固定資産が加速償却政策に適用できることを規定した。この優遇税制は企業の税負担軽減、設備交換の促進、技術/研究開発革新の促進、資本投資の拡大を通じて産業の高度化と継続的な経済成長を目指したものである。

しかしながら、財税[2014]75号の実務上の取り扱いについては地方税務機関によって更に明確化する必要がある。例えば、下記の問題が挙げられる。

- ▶ どのように加速償却政策に適用できる特定6業種を判断するか。
- ▶ どのように加速償却政策に適用できる研究開発に用いる固定資産を判断するか。

2. その他の通達

- ▶ ファイナンスリース貨物の輸出に係わる税金還付に関する管理弁法(国家税務総局公告[2014]56号)
- ▶ 小型企業に係る増値税及び営業税免除に係わる問題に関する通達(国家税務総局公告[2014]57号)
- ▶ 増値税納税申告に係る調整事項に関する通達(国家税務総局公告[2014]58号)
- ▶ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中国政府とロシア政府間の協定
- ▶ 企業の輸出コンテナの税還付/免除に係わる問題に関する公告(国家税務総局公告[2014]59号)

商務法規

- ▶ 国家工商行政管理総局に登録された内資企業への営業許可証の更新、連絡担当者の届出及び年度公表等の事項に関する通達
- ▶ 香港、マカオのサービス提供者による広東省におけるオンラインデータの処理及び取引処理業務の提供に係る問題に関する返答(国函[2014]134号)
- ▶ 国外投資管理業務の適切な実施に関する通知(商弁合函[2014]663号)
- ▶ スポーツ産業の発展促進とスポーツ消費の促進に関する諸意見(国発[2014]46号)

税関法規

1. 中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法(税関総署令[2014]225号)

概要

「中華人民共和国税関法」及びその他の法律、行政法律、規定に基づき、税関総署は2014年10月8日に税関総署令[2014]225号、即ち「中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法」(以下、「弁法」)を公布した。

「弁法」の主な内容は下記の通りである。

「弁法」の適用範囲

「弁法」は以下の事項に適用される。

- ▶ 税関に登録された企業の信用情報の収集及び公布
- ▶ 上記企業の信用状況の認定及び管理など

税関による信用レベルの分類

中国税関は、企業の信用状況に基づき、企業を認定企業、一般信用企業及び失信企業の三つに分類し管理を行う。認定企業とは、中国税関の認定を取得した事業者(AEO)である。中国税関は、法律に従って、各国または各地域の税関とAEOに係る相互認定を推進し、認定を取得したAEO企業に対し通関手続きの簡素化等の便宜を付与する。

企業信用情報の収集及び公表

中国税関は、企業の輸出入の信用状況を反映する以下の情報を収集し、企業の信用情報の管理システムを設定する。

- ▶ 企業の税関登録情報
- ▶ 企業の輸出入経営に関する情報
- ▶ AEO相互認定に関する情報
- ▶ 行政管理部門で管理された企業情報
- ▶ 企業の輸出入に関連するその他の情報

中国税関は、国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーを厳守することを前提として、以下の企業の信用情報を公表する。

- ▶ 企業の税関登録情報
- ▶ 税関による企業の信用レベルに対する認定結果
- ▶ 企業に課せられる行政処罰情報
- ▶ その他の公表する必要がある企業情報

中国税関による企業の行政処罰情報の公表期間は5年間である。税関は企業の信用情報について調査方法を公表する必要がある。市民、法人又はその他の組織は、税関が公表する企業信用情報が正確ではないと考える場合、税関に異議を申立て、関連資料又は証明資料を提出することができる。税関は異議に係る申請の受領日から20日以内に再審査を行わなければならない。

企業信用状況の認定基準

認定企業

認定企業とは、「税関認定企業基準」を満たす企業をいう。「税関認定企業基準」は、税関によって決定し公布される。

失信企業

以下の状況のいずれかに該当する場合、企業は失信企業と税関に認定される。

- ▶ 密輸罪又は密輸に関する不法行為を行った場合
- ▶ 税関の監督管理規定を違反する回数又は税関行政処罰の金額が規定された基準を超えた場合

- ▶ 税金ならびに罰金・没収金等を滞納した場合
- ▶ 前四半期における通関申告の誤差率が同期の全国通関申告の誤差率の平均水準より1倍を超える場合
- ▶ 実地調査の結果、企業の登録情報が事実と異なり且つ企業との連絡が取れない場合
- ▶ 法律によって企業の通関業務が税関により暫定的に停止された場合
- ▶ 密輸又は税関監督管理規定を違反した疑いのある企業が税関による調査に協力しない場合
- ▶ 税関又はその他の企業を装い、不当な利益を得た場合
- ▶ 企業の信用情報を偽造又は粉飾した場合
- ▶ 税関が失信企業と認定するその他の場合

一般信用企業

以下の状況のいずれかに該当する企業は一般信用企業と税関に認定される。

- ▶ 初めて登録された企業
- ▶ 認定企業が認定企業の認定に必要な条件を維持できておらず、且つ失信企業と認定される状況が発生していない場合
- ▶ 失信企業に対する管理適用を受けてからの期間が1年間を超え、且つ失信企業と認定される状況が再発していない場合

企業信用状況の認定プロセス

- ▶ 中国税関は、企業の書面による認定申請の受領日より90日以内に認定結果を出す必要がある。特別な事情がある場合、30日延長することができる。
- ▶ 中国税関は、企業の信用状況に関する認定結果を能動的に調整する。
 - ✓ 税関は、上級認定企業に対しては3年毎に再認定を行い、一般認定企業に対しては不定期に再認定を行う。
 - ✓ 失信企業に対する管理の適用期間が1年間を超える場合、かつ失信企業と認定される状況が再発していない場合、税関は当該企業を一般信用企業に調整する。
 - ✓ 失信企業が一般信用企業に調整されてから一年後、当該企業は認定企業の申請を税関に提出することができる。

管理原則及び措置

中国税関は、「誠実で法律を遵守する企業に便宜を付与し、違法行為を行う失信企業は処分する」の原則に基づき、信用レベルが異なる企業に対して異なる管理を実施する。

一般信用企業

一般信用企業に適用される管理原則及び措置は以下の通りである。

- ▶ 輸出入貨物に対する相対的に低い検査率
- ▶ 輸出入貨物に係る通関書類に対する審査の簡素化
- ▶ 輸出入貨物に係る通関手続きの優先
- ▶ 税関総署によるその他の管理原則及び措置

上級認定企業

上級認定企業は、一般信用企業の管理原則及び措置の適用に加え、以下の管理措置が適用される。

- ▶ 輸出入貨物の税関分類、税関評価及び原産地の確定、又はその他の税関手続き完成前に検査及び通過手続を優先的に行う
- ▶ 企業のための税関内協調係(担当)の配置
- ▶ 加工貿易に従事する企業に対する銀行保証金帳簿制度の不実施
- ▶ AEO相互認定の国・地域において税関が提供する通関便宜措置の実施

失信企業

失信企業は、以下の管理原則及び措置が適用される。

- ▶ 輸出入貨物に対する相対的に高い検査率
- ▶ 輸出入貨物に係る通関書類の重点的な審査
- ▶ 加工貿易等に対する重点監督管理
- ▶ 税関総署によるその他の管理原則及び措置

発効期日

「弁法」は2014年12月1日より発効し、それに伴い税関総署令[2010]197号(即ち「中華人民共和国税関企業分類管理弁法」)が同時に失効した。

所見

「弁法」は企業の輸出入信用管理制度の確立を推進し、貿易の安全、利便性及び公平競争を保障することを目的とする。

「弁法」は企業に対して重要な意味及び大きな影響を与えるものと思われる。税関信用分類レベルが異なる企業に対し、中国税関は異なるサービス及び管理を実施する(例えば、簡素化された措置、便宜的な措置又は厳格な措置)。また、税関は規定により企業の信用状況(税関による認定結果を含む)を公表することにより、当該結果がその他の政府機関、企業の取引先及び潜在的な投資者にも注目され、企業の運営及び今後の発展に対して、影響を与えるものと考えられる。

従って、関連する企業は「弁法」に注目し、税関による認定基準及びプロセスを把握する必要がある。また、我々は企業に対し早期に税関コンプライアンスに対する評価を実施することにより、問題を解決するための改善措置を実施することを提案する。企業内部の担当者、または第三者税関事務のプロフェッショナルによる税関事務に関するヘルスチェックの実施が、業務改善のための第一歩であろうと思われる。

2. その他の通達

- ▶ 輸出入貨物の事前申告管理要求の明確化に関する公告(税関総署公告[2014]74号)
- ▶ 石炭の輸入関税率の調整に関する通達(税関総署令[2014]73号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

松浦 康雄 監査
matsuura.yasuo@cn.ey.com +86-10-5815-2389

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

阿部 信臣 監査
abe.nobuomi@cn.ey.com +86-10-5913-5111

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

齊藤 和昇 アドバイザリー
Kaz.Saito@cn.ey.com +86-159-0045-0200

田中 勝也 監査
katsuya.tanaka@cn.ey.com +86-21-2228-5173

長谷川 敬 金融
takashi.hasegawa@cn.ey.com +86-21-2228-5275

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 TAS
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

星野 龍太 アドバイザリー
Ryo.Hoshino@cn.ey.com +86-156-1815-6476

星野 友子 監査
tomoko.hoshino@cn.ey.com +86-21-2228-5958

尾花 宏 監査
hiroshi-h.obana@cn.ey.com +86-21-2228-5956

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

富永 和晃 税務
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456

内野 健志 監査
takeshi.uchino@cn.ey.com +86-20-2881-2720

深圳

玉木 祐一郎 監査
Yuichiro.Tamaki@cn.ey.com +86-755-2238-5873

岡本 紳太郎 監査
shintaro.okamoto@cn.ey.com +86-755-2502-5459

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

野口 正邦 監査
masakuni.noguchi@hk.ey.com +852-2629-3592

榊原 史典 監査
fuminori.sakakibara@hk.ey.com +852-2629-3954

水永 真太郎 金融
shintaro.mizunaga@hk.ey.com +852-2849-9395

東京

EY税理士法人 中国デスク

笠原 健司 税務・移転価格

kenji.kasahara@jp.ey.com +81-6-6315-1290

崔 虹 税務

hong.cui@jp.ey.com +81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 JBS部

関口 俊克 中国ビジネス一般

Sekiguchi-tshkts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

立花 毅 中国ビジネス一般

tachibana-tksh@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 新興国コンサルティング室 中国デスク

工藤 敏彦 中国ビジネス一般

kudo-tshhk@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1844

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

アーンスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるEYの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識、ビジネス及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2014 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 0300143

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china